

足立区特定子ども・子育て支援施設

指導検査基準

令和5年5月8日適用

(認証保育所用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	子ども・子育て支援法関係法令等、及び平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)」、又は「認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という)」に適合していない場合。原則として「文書指摘」とする
B	口頭指導	子ども・子育て支援法関係法令等、運営基準又は指導監督基準に適合していないが、不適合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合。原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言指導」を行う。

運 営 管 理 編

目 次

1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	1
2 基本方針及び組織	
(1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1
(2) 秘密保持等	1
(3) 職員、設備及び会計に関する諸記録	1
(4) 記録の保管	1
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	2
4 健康診断	2
5 医薬品の整備	2
6 安全対策	2

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
3	昭和47年6月8日法律第57条「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
4	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
5	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
6	認可外保育施設指導監督基準	指導監督基準
7	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは区に通知しているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 区へ通知をしていない。	C
2 基本方針及び組織 (1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を分担するか否かによって差別的な取扱いをしていないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 差別的な取扱いや、信条等の強要をしている。	C
(2) 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。	1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 <必要な措置の例> 規程の整備、雇用時の取り決めなど。 2 あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 運営基準第60条	(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。 (1) あらかじめ文書による同意を得ていない。 (2) 同意の取得が不十分である。	C B
(3) 職員、設備及び会計に関する諸記録	特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。 ※実施要綱別表2の記録(抜粋) 職員:雇用契約書、職員履歴書、資格証明書、出勤簿 職員健康診断記録 設備:建物の平面図、防災訓練の記録、防火管理者選任届 消防計画届出	1 備えておくべき記録が整備されているか。	(1) 運営基準第61条1 (2) 指導監督基準9 (3) 実施要綱別表2	(1) 備えておくべき記録が整備されていない。 (2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。	C B
(4) 記録の保管	特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び同第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。	1 提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録及び運営基準第58条に規定する区へ通知した記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 運営基準第61条2	(1) 記録が5年間保存されていない。	C

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	保育に従事する者が保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第107号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。	1 人間性及び専門性の向上が図られているか。 例:園内研修、外部研修など	(1) 支援法施行規則第1条第1項二(7)	(1) 人間性及び専門性の向上への取り組みが不十分である。	A
4 健康診断	職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。 ※雇入時健康診断項目 ① 既往歴・業務歴、自覚症状・他覚症状、血圧、尿検査 ② 身長、体重、視力、聴力 ③ 腹囲、胸部X線、貧血(血色素量・赤血球数)、肝機能AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、血中脂質(LDLコレステロール)、(HDLコレステロール) 中性脂肪(血清トリグリセライド)、血糖(HbA1cでも可)、心電図	1 健康診断を適切に実施しているか。 2 結果の記録を作成・保存しているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(4) (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条 (1) 労働安全衛生法第51条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施方法、周期、項目が不適切である。 (1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。	C B A B
5 医薬品の整備	必要な医薬品その他の医薬品が備えられていること。	1 必要な医薬品等が備えられているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(6)	(1) 必要な医薬品等が備えられていない。	C
6 安全対策	1 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。 2 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練が実施されていること。	1 子どもの安全を確保する体制を整備しているか。 2 事故発生時に適切に対応するための訓練を実施しているか。	(1) 支援法施行規則第1条第1項へ(13) (1) 支援法施行規則第1条第1項へ(14)	(1) 子どもの安全を確保する体制が整備されていない。 (2) 子どもの安全を確保する体制の整備が不十分である。 (1) 事故発生時に適切に対応するための訓練を実施していない。 (2) 事故発生時に適切に対応するための訓練を実施が不十分である。	C B C B

保育内容編

目 次

1 保育の状況	
(1) 保育内容	1
(2) 人権の尊重	1
(3) 整備すべき帳簿	2
(4) 保護者とのコミュニケーション	2
2 食事の提供の状況	
(1) 献立の作成	3
(2) 食事の提供	3
(3) 衛生管理	4
3 健康・安全の状況	
(1) 児童健康診断	4
(2) 健康状態の把握	5
(3) 虐待等への対応	5
(4) 感染症	5
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	6
(6) 子どもの安全確保	6
(7) 事故発生時の対応	8

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
3	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
5	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
6	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号
7	平成29年6月16日生食発0616第1号「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について	生食発第0616号
8	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号
9	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
10	平成29年11月10日府子本第912号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号
11	令和5年4月1日こ成安第2号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号通知
12	令和2年6月12日府子本第659号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号
13	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
14	平成16年1月22日福子推第1032号「東京都認証保育所事業実施細目」	15福子推第1032号

No.	関係法令及び通知等	略称
15	平成30年10月12日30福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号
16	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号
17	令和5年5月8日5福保子保第265号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福保子保第265号通知
18	令和4年10月19日4足教子指発第877号「感染症発生時の報告について」	4足教子指発第877号
19	令和4年3月31日3足教子入発第3261号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	3足教子入発第3261号
20	令和5年3月31日4足教子入発第3681号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	4足教子入発第3681号
21	令和4年10月5日4足教子指発第787号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	4足教子指発第787号

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育内容	<p>小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。（支援法施行規則）</p> <p>小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容ないこと。（支援法施行規則）</p> <p>必要な遊具、保育用品等が備えられていること。（支援法施行規則）</p> <p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。—以下略—（支援法施行規則）</p>	1 保育の内容は適切か。	(1) 支援法第2条 (2) 支援法施行規則第1章第1条二(1)、(4)、(5)、(6)	(1) 保育の内容が適切ではない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。—以下略—（支援法施行規則）</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。（支援法施行規則）</p>	1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条二(6)、(8)	(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	<p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。—以下略—（支援法施行規則）</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分に配慮されていること。（支援法施行規則）</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 子どもにわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 <small>【参考】昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」第33条の10</small></p>	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条二(6)、(8) (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 整備すべき帳簿	<p>小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。（支援法施行規則）</p> <p>職員及び保育をしている小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。（支援法施行規則）</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。（運営基準）</p>	1 保育日誌等を作成しているか。 【記載事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 提供した日にち・ 提供した時間帯・ 記録者名・ 支援の具体的な内容（子どもが活動する姿を通した記録内容） 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条ニ(3) (2) 運営基準第54条	(1) 保育日誌等を作成していない。 (2) 保育日誌等の記録が不十分である。	C B
		2 児童出欠簿を作成しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ヘ(22) (2) 実施要綱別表2	(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。	C B
		3 児童票を作成しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ヘ(22) (2) 実施要綱別表2	(1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。	C B
(4) 保護者とのコミュニケーション	1 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。（支援法施行規則） 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応されていること。（支援法施行規則）	1 保護者への支援・相談・連絡の対応ができるか。 <ul style="list-style-type: none">・ 保護者と保育者の間で連絡帳や登降園時に子どもに関する情報の共有があるか。・ 面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等の保護者の意見を聞く機会等を設けているか。・ 保護者や入所希望者等から要望があった場合には保育参観や施設見学等に応じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ニ(10)、(12)	(1) 保護者への支援・相談・連絡の対応ができない。 (2) 保護者への支援・相談・連絡の対応が不十分である。 (3) 保護者や入所希望者等の要望に応じていない。	C B B
	2 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。（支援法施行規則）	1 緊急時の連絡体制は十分か。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ニ(11)	(1) 保護者と緊急時の連絡体制ができない。 (2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。	C B

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況 (1) 献立の作成	<p>調理はあらかじめ作成した献立に従って行われること。（支援法施行規則）</p> <p>小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。（支援法施行規則）</p> <p>調理は、認証保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則とし、献立内容に変更があった場合は、その内容を記録すること。（15福子推第1032号通知6(2)工）</p>	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2)、 (3) (2) 15福子推第1032号	(1) 献立表を適切に作成していない。	C
(2) 食事の提供 ア 食事の調理方法	調理はあらかじめ作成した献立に従って行われること。（支援法施行規則）	<p>1 合理的な理由の場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。</p> <p>【合理的な理由の具体的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生に伴う保健所の指示 ・調理室の改築・修繕等 ・非常災害等で給食提供が不可能 等 	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(3)	(1) 合理的な理由なくあらかじめ作成された献立に従って調理していない。	C
イ 子どもの状況に応じた配慮	<p>小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。（支援法施行規則）</p> <p>（対策例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導票等により、保護者と情報共有する。 ・生活管理指導票等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようする等の環境面における対策を行う。 <p>【参考】「保育所保育指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月 厚生労働省）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児に（授乳、離乳食の提供等）配慮しているか。 ・体調不良等へ配慮しているか。 ・障がいに応じた配慮をしているか。 ・食材の形状と種類に配慮しているか。 <p>2 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理表（指示書）があるか。 ・アレルギー対応献立があるか。 等 	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2) (1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(2) (2) 生活管理表（指示書）があるか。 (2) アレルギー対応献立があるか。 等	<p>(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。</p> <p>(2) 子どもの心身の状況に応じた配慮が不十分である。</p> <p>(1) 食物アレルギー対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 食物アレルギー対策が不十分である。</p>	C B
ウ 食事の中止等	給食（主食、副食及び間食）を毎日適切に提供すること。（15福子推第1032号通知6(2)ア）	<p>1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。</p> <p>【合理的な理由の具体的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生に伴う保健所の指示 ・調理室の改築・修繕等 ・非常災害等で給食提供が不可能 等 	(1) 15福子推第1032号	(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。	A

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3)衛生管理 ア 検便	<p>調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。（支援法施行規則）</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じて10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。（生食発第0616号）</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。</p> <p>【検査必須項目】 「赤痢」「サルモネラ」「0157」（厚労省指定第3種感染症）</p> <p>【検査期間】 ・雇い入れ前 ・月1回以上 ・調理従事及び調乳担当への配置換え時</p>	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(1)~(5) (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 社援施第65号通知・生食発第0616号	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。	C
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	<p>1 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。（支援法施行規則）</p> <p>調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。 調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。（社援施第65号通知・生食発第0616号）</p> <p>2 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。（支援法施行規則）</p> <p>施設の責任者は、衛生管理者に別紙(調理施設の)点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、その都度点検結果を報告させ点検が行われたことを確認すること。（社援施第65号通知・生食発第0616号）</p>	<p>1 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態の結果を記録しているか。</p> <p>【健康チェック項目】 ・下痢 ・嘔吐 ・発熱 ・手指等の化膿創 等</p> <p>2 調理室等、食材等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。</p>	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(1) (2) 社援施第65号通知・生食発第0616号	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。 (1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C A
3 健康・安全の状況 (1) 児童健康診断	継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。（支援法施行規則）	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条ホ(3)	(1) 入所前の健康診断を実施していない。 (2) 年度内に2回以上の健康診断を実施していない。	C C

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康状態の把握	1 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。（支援法施行規則）	1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(1)	(1) 日々の健康状態を観察していない。	C
	2 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。（支援法施行規則）	1 身長、体重等の測定を毎月行っているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(2)	(1) 身長、体重等の測定を全く行っていない。 (2) 身長、体重等の測定を毎月行っていない。	B
(3) 虐待等への対応	小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。（支援法施行規則） 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。（児童虐待の防止等に関する法律） 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（児童虐待の防止等に関する法律）	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握しているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(9) (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握していない。 (2) 適切に対応していない。 (3) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(4) 感染症	1 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。（支援法施行規則）	1 感染症の蔓延防止対策を行っているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(7)	(1) 感染症の蔓延防止対策を適切に行っていない。	C
	2 施設の感染状況の把握をし、保健所と迅速な連携をとるため、インフルエンザ、胃腸炎、麻疹、風疹、百日咳や新型コロナウイルス感染症で欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、区に報告をする。（4足教子指第877号通知）	1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ、胃腸炎発症時には速やかに関係機関に連絡しているか。	(1) 鹿児発第0222001号 (2) 4足教子指第877号	(1) 関係機関（所管課等）との連携・報告が行われていない。	A

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。(支援法施行規則)</p> <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。 ・ 器機の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。 ・ 乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつ伏せ寝を勧める場合は除く)。 ・ 1歳児以上でも、一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行う。 ・ 厚着をさせすぎない。 ・ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。 <p style="text-align: center;">等</p> <p>(30福保子保第3635号通知)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。 ・ 職員がそばで見守っているか。 ・ 乳児の仰向け寝を徹底しているか。 ・ 1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。 <p style="text-align: center;">等</p> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別にチェックしているか。 ・ 定期的に睡眠チェックを行っているか。 0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回 が望ましい ・ その都度記録しているか。 <p style="text-align: center;">等</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(8)、(9)、(10) (2) 30福保子保第3635号</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	C B
(6) 子どもの安全確保 ア 事故防止	<p>1 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。(支援法施行規則)</p> <p>◎ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児がいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋 (平成28年3月 内閣府)</p>	<p>1 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの事故防止に配慮しているか。 ・ 事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを作成しているか。 ・ 事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを定期的に職員と共有しているか。 <p style="text-align: center;">等</p> <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていなかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(12)</p>	<p>(1) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていない。</p> <p>(2) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が不十分である。</p> <p>(3) 各種ガイドライン及びマニュアル等を職員と共有していない。</p>	C B B
			<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(12)</p>	<p>(1) 窒息の可能性がある玩具等について定期的に点検していない。</p> <p>(2) 窒息の可能性がある玩具等について定期的な点検が不十分である。</p>	C B

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風だんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋(平成28年3月 内閣府) 	3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(12)	(1) 窒息のリスクとなる食べ物を配慮して提供していない。 (2) 窒息のリスクとなる食べ物への配慮が不十分である。	C B
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	4 園外保育に関する体制や留意事項は十分か。 <ul style="list-style-type: none"> 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。 連絡体制が確保されているか。 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。 出発時、目的地への到着時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。 	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(12)	(1) 園外保育に関する体制や配慮が整っていない。 (2) 園外保育に関する体制や配慮が不十分である。	C B
	<p>◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋(平成28年3月 内閣府)</p>	5 プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(11)、(12) (2) 府子本第659号	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
	<p>2 (保育所の通所時における安全確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。 ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。 (雇児総発第402号通知別添2-1) 	1 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。	(1) 雇児総発第402号通知別添2-1	(1) 子どもの登降園時に保護者等の責任ある人であるかを確認していない。	A
イ 損害賠償保険	賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。(支援法施行規則)	1 損害賠償に対する策を講じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(15)	(1) 損害賠償に対する策を講じていない。	C

認証保育所 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事故発生時の対応	<p>1 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。（支援法施行規則）</p> <p>再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。</p> <p>(5福保子保第265号通知)</p> <p>2 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。（支援法施行規則）</p> <p>次に掲げる事故等が発生した場合には子ども施設入園課に報告すること。</p> <p>(こ成安第2号通知、5福保子保第265号通知)</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）</p> <p>③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合。</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に<u>施設長</u>が報告を必要と認めた場合</p> <p>④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>⑤ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合</p>	<p>1 事故が発生した場合に事故を記録し、再発防止策を講じる等適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ (17)、(18) (2) 26福保子保第2984号 (3) 5福保子保第265号通知</p>	<p>(1) 事故発生後の対応や記録の作成を行っていない。 (2) 事故発生後の対応や記録が不十分である。</p>	C B
		<p>1 報告対象となる事故を所管課に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(16) (2) 府子本第912号 (3) こ成安第2号通知 (4) 26福保子保第2984号 (5) 5福保子保第265号通知 (6) 3足教子入発第3261号 (7) 4足教子入発第3681号 (8) 4足教子指発第787号</p>	<p>(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	C B

会計 経理 編

目 次

1 経理処理等

(1) 諸記録の整備	1
(2) 利用者への料金の説明及び同意	1
(3) 領収証等の交付	1
(4) 施設等利用費等の適正使用	1

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
3	平成26年4月30日 内閣府令第39号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	運営基準
4	令和元年11月27日 府子本第689号 元文科初第1118号 子発1126第2号 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について	指導指針
5	足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	キャリアアップ交付要綱
6	足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領	財務情報等公表要領
7	足立区補助金等交付事務規則	区補助金交付規則
8	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱

認証保育所 会計経理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 経理処理等					
(1) 諸記録の整備	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。 【諸記録の例】証憑書類(契約書、請求書、領収書等)、経理帳簿類(現金出納帳等)、決算関係書類(収支計算書等)</p> <p>2 足立区保育士等キャリアアップ補助金対象施設・事業の設置者は、当該施設又は事業の財務情報等に關し、足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領別表第1の公表する内容欄に定める様式を作成し、速やかに利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、当該施設又は事業の全ての職員に対し、その内容を周知しなければならない。</p>	<p>1 会計に関する諸記録が整備されているか。</p> <p>1 足立区保育士等キャリアアップ補助金に係る財務情報を公表し職員に周知しているか。</p> <p>1 特定子ども・子育て支援の提供の対価及び特定費用の支払いを求める際は、あらかじめ、使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し同意を得ているか。</p> <p>1 領収書(受領印を押した集金袋等)を交付しているか。</p>	<p>(1) 運営基準第61条第1項 (2) 指導指針5(2)②アV (3) 都認証保育所事業実施要綱別表2</p> <p>(1) キャリアアップ交付要綱第5条 (2) 財務情報等公表要領第3条(3)</p> <p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 運営基準第55条及び第57条</p> <p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 運営基準第56条及び第57条</p>	<p>(1) 会計に関する諸記録が整備されていない。</p> <p>(1) 財務情報を公表していない又は、職員に周知していない。</p> <p>(1) 利用者負担額等を求める書面が作成されていない。</p> <p>(2) 書面の内容が適切でない。</p> <p>(3) 保護者から同意を得ていない。</p> <p>(1) 領収書(受領印を押した集金袋等)を交付していない。</p> <p>(2) 領収書等を交付しているが、費用の区分がされていない。</p> <p>(1) 施設等利用費等が適正に使用されていない。</p> <p>(1) 不正な受給を目的として意図的に書類を改ざんする等の方法により施設等利用費を受けている。</p> <p>(1) 不正な方法により補助金を受けている。</p> <p>(2) 補助金を目的のために使用していない。</p>	C A C B C
(2) 利用者への料金の説明及び同意	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者(子ども・子育て支援法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るもの)を除く。以下「利用料」という。)の額から子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設型利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。また、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受け取ることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。				
(3) 領収証等の交付	特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。				
(4) 施設等利用費等の適正使用	施設等利用費等は適正に使用すること。	<p>1 施設等利用費等が適正に使われているか。</p> <p>2 偽りその他不正により施設等利用費の支払いを受けてはいないか。</p> <p>3 区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11</p> <p>(1) 支援法第30条の11</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条及び17条</p>	<p>(1) 施設等利用費等が適正に使用されていない。</p> <p>(1) 不正な受給を目的として意図的に書類を改ざんする等の方法により施設等利用費を受けている。</p> <p>(1) 不正な方法により補助金を受けている。</p> <p>(2) 補助金を目的のために使用していない。</p>	C C B B